「助け合いの仕組みづくり」における情報の共有に関する協定書

　○○区（以下「甲」という。）と○○町内会（以下「乙」という。）は、「助け合いの仕組みづくり」における避難行動要支援者に関する情報の共有について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、「助け合いの仕組みづくり」を実施するにあたり、必要な情報の共有に関する事項を定め、もって個人情報の適正な管理に資することを目的とする。

（情報の共有と管理）

第２条　甲及び乙は、必要な避難行動要支援者の情報を共有するものとし、当該の情報については支援活動に関する目的の範囲内において使用するものとする。

２　避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者名簿情報提供同意確認書（以下「名簿等」という。）は甲が作成し、乙が保管するものとする。

３　名簿等は、原則として複写や複製はしないこととする。やむを得ず複写や複製が必要な場合は、甲に対して理由書を提出する。甲が理由を正当と認めたときは、複写や複製をし、乙へ提供する。

４　万一、名簿等が破損、紛失したり、又は盗難にあったりした場合や、個人情報が乙の支援者以外の者に漏れたりした場合には、直ちに甲に報告のうえ、その事後処理に誠意を持ってあたる。

（秘密の保持）

第３条　乙は、この協定に基づき知り得た情報を、乙の団体内において必要かつ最小限の範囲内で共有し、他人に漏らしてはならない。

（名簿等の返却）

第４条　乙は、名簿等を保有する必要がなくなった場合は、速やかに甲に返却しなければならない。

（有効期間及び更新）

第５条　この協定の有効期間は、締結の日からその日の属する年度の３月３１日までとし、甲又は乙いずれからもこの協定についての意思表示がない場合は、１年延長するものとし、以後この例による。

（名簿等の運用）

第６条　乙は、甲から「助け合いの仕組みづくり」の進捗状況や名簿等の管理状況について報告を求められた場合は、速やかに報告する。

（名簿等の活用と管理）

第７条　乙は、名簿等の提供を受けた後、名簿を活用し、次の各号に定める取り組みに可能なものから順次取り組む。

　(1) 乙及び避難行動要支援者との支援方法等の話し合い

　(2) 個別支援計画の作成

　(3) 声掛け、安否確認をはじめとする「助け合いの仕組みづくり」にかかる訓練の実施

２　乙は、個別支援計画を作成した場合、写しを甲へ提出する。

３　名簿等又は個別支援計画の管理については、万一、紛失したり、又は盗難にあったりした場合や、個人情報が乙の支援者以外の者に漏れたりした場合には、直ちに甲に報告のうえ、その事後処理に誠意を持ってあたる。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して処理する。

　この協定の締結を証するため本協定書２通を作成し、甲乙記名、押印の上、各１通を保有する。

　　　○○年○月○日

　　　　　　　　　　　甲　名古屋市○○区○○

　　　　　　　　　　　　　○○区長　　○○　○○　　　　　印

　　　　　　　　　　　乙　名古屋市○○区○○

　　　　　　　　　　　　　○○○○会長　　○○　○○　　　印